

新型コロナウイルス感染症関連の制度概要一覧

(R6.4.1)

【別枠】				
制度名	経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号		経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号	
	「経安4号」	経営安定資金 経済変動対策資金 「マル変 SN」	「経安5号」	経営安定資金 経済変動対策資金 「マル変 SN」
限度額	2億8,000万円	1億円	2億8,000万円	1億円
	ただし、東日本大震災復興緊急特例の利用がある場合は、 他の①経営安定関連保証②災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る）③東日本大震災復興緊急保証④危機関連保証と合算で5億6,000万円以内 （無担保保険1億6,000万円＋普通保険4億円）			
資金使途	運転資金・設備資金（注：下表最下段「期限等」を参照）		運転資金・設備資金	
保証期間	10年（運転） 15年（設備）（無担保は10年）	10年（運転・設備とも）	10年（運転） 15年（設備）（無担保は10年）	10年（運転・設備とも）
据置期間	1年以内			
貸付利率	金融機関所定	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4%	金融機関所定	3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4% 10年 1.5%
保証料率	0.80%	0.79%	0.68%	0.67%
保証料率割引	有担保割引なし ・ 会計参与設置会社割引あり			
資格要件	<p>【セーフティの4号認定を受けること】 （認定基準） 次の①②の両方に該当すること ①指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。 ②新型コロナウイルスの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等（※）が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等（※）が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。 （※）建設業においては、完成工事高及び受注残高も含む</p>		<p>【セーフティの5号認定を受けること】 （認定基準） 次の①②のいずれかに該当すること ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等（※）が前年同期比で5%以上減少している。 （時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の（1か月の）売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。（例：2月の売上実績＋3月、4月の売上高見込） ②指定業種に属する業種を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。 （※）建設業においては、完成工事高及び受注残高も含む</p>	
認定書	セーフティネットの認定書（注）			
添付資料	認定書			
責任共有	対象外		対象	
モニタリング報告	新型コロナウイルス感染症に関するものは令和4年10月1日保証申込受付分より必要		不要	
受付窓口	金融機関・当協会（「マル変 SN」は中小企業振興課（旧：中小企業振興センター）も可）		金融機関	
期限等	（新型コロナウイルス感染症に関するものは） 令和6年6月30日認定申請分まで（借換資金のみ）		令和6年6月30日認定申請分まで （認定申請期間により対象業種が異なります）	

（注） 経営安定関連保証（セーフティネット保証）については、創業後1年を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合においても利用できるよう、認定基準について弾力的な運用をしております。
（その他） 危機関連保証の取扱いは令和3年12月31日をもって終了しました。

新型コロナウイルス感染症関連の制度概要一覧

(R6.4.1)

		【別枠】			
制度名	伴走支援型特別保証制度		事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）		
	「伴走特別」	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金「マルコロ経」	「改善サボ感染」	経営改善サポート資金「マル改」	
限度額	1億円（注1）		2億8,000万円（組合は4億8,000万円）		1億円
資金使途	運転・設備（SN4号 ^(注4) ・5号：経営の安定に必要な事業資金 一般保証：事業資金）		運転・設備（事業再生の計画実施に必要な資金）		
保証期間	10年以内（一括の場合は1年）		15年以内（一括の場合は1年）		
据置期間	5年以内		5年以内		
貸付利率	金融機関所定利率	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.2% 10年 1.2%	金融機関所定利率	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4% 13年 1.5% 15年 1.6%	
実質保証料率 (保証料補助適用後)	セーフティネット保証（SN4号・5号）を利用する場合 0.2%（経営者保証免除対応時も同率） 一般保証を利用する場合 0.2%～1.15%（経営者保証免除対応時も同率）		0.2%（経営者保証免除対応時も同率）		
保証料率	セーフティネット保証（SN4号・5号）を利用する場合 0.85%（経営者保証免除対応時 1.05%） 一般保証を利用する場合 0.45%～2.20%（経営者保証免除対応時 0.65%～2.40%）		責任共有対象	0.8%	（経営者保証免除対応時 1.0%）
			責任共有対象外	1.0%	（経営者保証免除対応時 1.2%）
保証料率割引	担保割引、会計参与設置会社割引なし				
資格要件	次の（1）から（3）のいずれかに該当し、かつ経営行動計画を策定した中小企業者 （1）SN4号の認定を受けていること （2）SN5号の認定を受けていること （3）次の①又は②iからviのいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ②i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること （4）激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと		次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意成立済み）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行、進捗状況の報告を行う中小企業者 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関（㈱東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画 ④㈱整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤㈱地域経済活性化支援機構（㈱地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥㈱東日本大震災事業者再生支援機構（㈱東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたものの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画		
添付資料	①認定書（SN4号または5号の場合） ②売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書もしくは売上高営業利益率減少要件確認書（一般保証を利用する場合） ③経営行動計画書 ④罹災証明書（資格要件（4）に該当する場合） ⑤経営者保証免除対応確認書（申込人の希望に応じて）		①「資格要件」に規定する計画 ②経営者保証免除対応確認書（申込人の希望に応じて）		
責任共有	SN4号・災害関係 → 責任共有対象外 一般保証・SN5号 → 責任共有対象※ ※100%保証の既往借入金を残高の範囲内の額でセーフティネット保証5号または一般保証により借換える場合は100%保証 (特別小口保険・小口零細企業保証の利用は不可)		責任共有対象（ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は責任共有対象外） ①責任共有対象外となる既往分を同額借換する場合（※1） ②令和2年2月1日～令和3年12月31日までに協会申込受付を行い、かつ貸付実行したSN5号の既往分を同額借換する場合（※1） ③特別小口保険を利用する場合（※2）		
モニタリング報告	要（事業年度毎）		要（事業年度毎）		
受付窓口	金融機関経由		金融機関経由（ただし、経営サポート会議を利用した計画を有する場合は直接申込も可）		
期限等 (注3)	令和3年4月1日から令和6年6月30日まで ただし、資格要件（4）に該当する場合は令和6年6月30日までに保証申込を受け付け、令和6年能登半島地震に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたもの	令和3年4月1日から令和6年6月30日まで	令和3年4月1日から令和6年6月30日まで	令和3年4月1日から令和6年6月30日まで	

(注1) 伴走支援型特別保証制度をセーフティネット保証で利用する場合、他の①経営安定関連保証②災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る）③東日本大震災復興緊急保証④危機関連保証と合算で5億6,000万円以内（無担保保険1億6,000万円＋普通保険4億円の付保限度額の範囲内）となります。

(注2) SN5号・一般保証分の連合会損失補償は、令和4年2月1日以降の申込受付分が対象です。令和4年1月中の申込受付分は損失補償がありません。 (注3) 上記期限内に協会での申込受付が必要です。

(注4) 新型コロナウイルス感染症に関する令和5年10月1日以降認定申請については、借換資金のみ対応可（詳細は前頁SN4号のうち「期限等」を参照）。